

軽自動車税

令和8年3月31日に軽自動車税（環境性能割）は廃止され、軽自動車税（種別割）は軽自動車税に名称変更されました。

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車、（これらを「軽自動車等」といいます。）に対して課税されます。

1 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者。
ただし、所有権留保付販売（ローン）の場合は、買主が納税義務者となります。
4月2日以後に廃車・譲渡などで手放されても、下の年額が課税されます。
なお、軽自動車税には、月割課税制度はありません。

2 税率

原動機付自転車、2輪の軽自動車及び小型自動車等

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	総排気量が50cc以下 定格出力が0.6kW以下（※1、及び、ミニカー※2を除く。）	2,000円
	2輪のもので総排気量が50ccを超え90cc以下 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下	2,000円
	2輪のもので総排気量が125cc以下 かつ最高出力が4kW以下※1	2,000円
	2輪のもので総排気量が90ccを超え125cc以下 定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下	2,400円
	ミニカー（3輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下 定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下）※2	3,700円
2輪の軽自動車（総排気量が125ccを超え250cc以下のもの。側車付のものを含む。）		3,600円
2輪の小型自動車（総排気量が250ccを超えるもの。）		6,000円
雪上車		3,600円

※1 令和7年度税制改正により、令和7年度課税分から、総排気量125cc以下で最高出力を4kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率が新設されました。

※2 輪距（左右のタイヤの中心間の距離）が50cm以下のもので、車室を備えない3輪以上又は車室の側面が解放された構造の3輪のもの及び特定小型原動機付自転車は、これに該当せず、税率は2,000円が適用されます。

小型特殊自動車

車種区分		税率（年額）
農耕作業用のもの		2,400円
その他	2輪（側車付のものを含む。）	3,600円
	3輪	3,900円
	4輪以上（貨物・自家用）	5,000円
	4輪以上（乗用・自家用）	10,800円

特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のもの

税率（年額）2,000円

軽自動車（3輪及び4輪以上）

車種区分	税率（年額）		
	①旧税率 平成27年3月31日以前の 新規検査分	②新税率 平成27年4月1日以降の 新規検査分	③重課税率 新規検査から13年を経過
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上	乗用自家用	7,200円	12,900円
	乗用営業用	5,500円	8,200円
	貨物自家用	4,000円	6,000円
	貨物営業用	3,000円	4,500円

① 旧税率

平成27年3月31日までに新規検査（新車新規登録）を受けた車両について適用します。（ただし新規検査から13年を経過後は③を適用。）

② 新税率

平成27年4月1日以降に新規検査（新車新規登録）を受けた車両について適用します。（ただし新規検査から13年を経過後は③を適用。）

③ 重課税率

新規検査（新車新規登録）から13年を経過した車両について適用します。（令和8年度では最初の検査年月が平成25年3月以前の車両）

※ 動力源が電気又は内燃機関の燃料が天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。

※ 新規検査（新車新規登録）の日付は自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」に記載されています。

3 申告と納税

申 告

軽自動車等を取得された場合は7日以内に、軽自動車等を廃棄・譲渡などで手放された場合には30日以内に申告してください。

● 原動機付自転車等

- ・原動機付自転車（125cc以下のバイク、ミニカーなど）
- ・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）
- ・小型特殊自動車（農耕作業用のものなど）

申告の種類		持参するもの（必要書類）	申告場所
取得等	販売店から購入したとき	・本人確認書類 ・販売証明書	軽自動車税事務所、 同事務所分室
	人から譲り受けたとき 市外から転入したとき	・本人確認書類 ・廃車証明書（又は譲渡証明書とナンバープレート）	
廃車	廃棄したとき 市外に転出したとき 人に譲るとき	・本人確認書類 ・ナンバープレート	

※ お住まいの区にかかわらず、上記申告場所のいずれでもお手続きできます。

※ 代理人が申告する場合は委任状が必要です。

※ 特定小型原動機付自転車については、別途仕様の分かる書類を求める場合があります。

● 上記以外の軽自動車等

下記へお問い合わせください。

車種	お問合せ先
126cc以上のバイク	京都運輸支局（TEL 050-5540-2061）
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所（TEL 050-3816-1844）

納 税

5月中旬に送付される納税通知書（納付書）によって納期限（5月末日）までに納めていただくこととなっています。

4 減 額 措 置

グリーン化特例（軽課）の実施

令和7年4月1日以降（ただし、下表の「50%軽減対象車両」については令和8年3月31日まで）に新規検査（新車新規登録）を受けた一定の環境性能を有する4輪以上及び3輪の軽自動車について、その燃費性能に応じて翌年度に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

なお、燃費性能は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

車種区分		税率	
		税率（年額）	
		電気軽自動車 天然ガス軽自動車 ^{※1}	ガソリン車・ハイブリッド車 ^{※2} （揮発油（ガソリン）を内燃機関の 燃料とする車）
		75%軽減対象車両	50%軽減対象車両 ^{※3}
3輪		1,000円	2,000円
4輪以上	乗用自家用	2,700円	—
	乗用営業用	1,800円	3,500円
	貨物自家用	1,300円	—
	貨物営業用	1,000円	—

※1 平成21年排出ガス規制+10%NOx低減又は平成30年排出ガス規制適合車であるもの

※2 営業用乗用車であり、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車であるもの

※3 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車であるもの

5 減 免

特別の事情があり、軽自動車税を納めることが困難である場合には、その事情に応じて減免する制度があります。

減免の申出は、納期限（5月末日）までに減免申請書を提出していただく必要があります。

主な要件	お問合せ先
①生活扶助を受けている場合	軽自動車税お問合せ窓口 TEL 213-5467
②災害を受けた場合（被災した日が4月1日から納期限までの期間のみ）	
③京都市内に居住している障害のある者又はその家族が所有する車で、障害のある者自身が使用する場合又はその家族がその障害のある者のために使用する場合	